

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社トクヤマ			コード	4043
提出日	2025/5/23	異動（予定）日	2025/6/24		
独立役員届出書の提出理由	独立役員の一部交代に伴う届け出				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし		
1	水本伸子	社外取締役	○													△			有	
2	石塚啓	社外取締役	○													△			有	
3	近藤直生	社外取締役	○															○	有	
4	斉藤史郎	社外取締役	○															△	新任	有
5	梶原ゆみ子	社外取締役	○															△	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	2020年まで当社の取引先の一つである株式会社Hの業務執行者でした。同社との取引状況は双方の連結売上高の1%未満であり、「主要な取引先」に該当しません。同氏は株式会社オカムラの社外取締役ですが、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。また、同氏は株式会社日本製鋼所の社外取締役ですが、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。届出書提出日現在において当社株式を保有していますが、保有株式数に重要性はなく、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。	同氏は、大手重工業メーカーでの研究職や本社業務等での豊富な実務経験や、企業経営者としての経験に基づく幅広く卓越した見識を有しています。左記の状況を踏まえて、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に選任しています。
2	2018年まで当社の取引先の一つである株式会社三菱UFJ銀行の業務執行者であり、2019年まで同行の親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの業務執行者でした。同行は当社のいわゆるメインバンクですが、退任後すでに7年（親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループは退任後6年）が経過しています。また、同氏は届出書提出日現在、三菱UFJニコス株式会社の業務執行者ですが、当社と同社との取引は双方の連結売上高の1%未満であり、「主要な取引先」に該当しません。届出書提出日現在において当社株式の保有はなく、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。	同氏は、金融機関での豊富な実務経験や、企業経営者としての経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。左記の状況を踏まえて、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に選任しています。
3	現在弁護士法人大江橋法律事務所のパートナー弁護士ですが、当社と同氏または同事務所との間には、顧問契約等の取引関係はありません。同氏は株式会社アイビスの社外取締役ですが、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。また、同氏は株式会社A&Dホロンホールディングスの社外監査役ですが、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。届出書提出日現在において当社株式を保有していますが、保有株式数に重要性はなく、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。	同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的な見地と豊富な経験に基づく見識を有しています。左記の状況を踏まえて、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に選任しています。
4	2020年まで当社の取引先の一つである株式会社東芝の業務執行者でした。同社との取引状況は双方の連結売上高の1%未満であり、「主要な取引先」に該当しません。また、同氏は株式会社DICの社外取締役ですが、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。届出書提出日現在において当社株式の保有はなく、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。	同氏は、大手電機メーカーでの研究職としての豊富な経験や、企業経営者としての経験に基づく幅広く卓越した見識を有しています。左記の状況を踏まえて、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に選任しています。
5	2024年まで当社の取引先の一つである富士通株式会社の業務執行者でした。同社との取引状況は双方の連結売上高の1%未満であり、「主要な取引先」に該当しません。同氏はシャープ株式会社の社外取締役ですが、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。また、同氏は2025年6月付で丸紅株式会社の社外取締役に就任の予定ですが、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。届出書提出日現在において当社株式の保有はなく、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。	同氏は、大手電機メーカーの管理部門での豊富な経験や、企業経営者としての経験に基づく幅広く卓越した見識を有しています。左記の状況を踏まえて、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に選任しています。

4. 補足説明

<p>当社の「社外役員の独立性判断基準」においては、下記に抵触しない者は、十分な独立性をもつものと判断します。</p> <p>A) 当社または当社の関係会社の業務執行者（※1）、もしくは過去10年間にその経歴がある者。</p> <p>B) 当社の主要な取引先、またはその業務執行者、もしくは過去3年間にその経歴がある者。ただし、当社の主要な取引先とは、下記のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 当社の連結総資産の2%以上の融資残高をもつ金融機関</p> <p>(2) 当該取引先の支払金額が当社の連結売上高の2%以上を占める場合の当該取引先</p> <p>C) 当社を主要な取引先とする者、またはその業務執行者、もしくは過去3年間にその経歴がある者。ただし、当社を主要な取引先とする者とは、当社の支払金額が当該取引先の連結売上高の2%以上を占める場合の当該取引先をいう。</p> <p>D) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（※2）を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等、もしくは過去3年間にその経歴がある者。（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）ただし、下記のいずれかに該当するものを含む。</p> <p>(1) 当社の法定監査を担当する監査法人</p> <p>(2) 当社の法律顧問を担当する法律事務所</p> <p>E) 上記各項該当者（ただし、重要な者（※3）に限る。）の配偶者および2親等以内の親族</p> <p>*1 会社法施行規則第2条第3項第6号の規定による。</p> <p>*2 多額の金銭その他の財産とは、対象が個人の場合は年額1,000万円以上、対象が団体の場合はその団体の年間総収入の2%以上の額をいう。</p> <p>*3 重要な者とは、会社において取締役、執行役、執行役員および部長職相当の職責にある者、会計事務所および監査法人にあっては公認会計士、法律事務所および弁護士法人にあっては弁護士、税理士事務所および税理士法人にあっては税理士、その他の団体にあっては理事、評議員等の役員をいう。</p>

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、gおよびhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。